

[ 異常時通報連絡の公表文 (様式 1 - 1 ) ]

新燃料輸送船の台風接近に伴う避泊について

16. 8. 10  
原子力安全対策推進監  
(内線2352)

[ 異常の区分 ]

国への法律に基づく報告対象事象	有 ・ 無 [評価レベル - ]	
県の公表区分	A ・ B ・ C	
外部への放射能の放出・漏えい	有 ・ 無 [漏えい量 - ]	
異常の概要	発生日時	16年 7月28日12時00分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種 類	・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他	

[ 異常の内容 ]

7月28日(水)12時57分、四国電力(株)から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 7月28日(水)12時00分、三菱原子燃料(株)から伊方発電所へ向けての新燃料輸送船については、7月27日に出港したが、台風10号の接近により今後の海象条件の悪化が見込まれることから、避泊することとした。
- また、原子燃料工業(株)からの輸送についても、必要に応じて工程が変更になることがある。
- 今後、海象条件が回復次第、輸送を再開する予定である。

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	運転中(出力101%) ・ 停止中
	2号機	調整運転中(出力100%) ・ 停止中
	3号機	運転中(出力104%) ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

( 参考 )

### 1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（経済産業省原子力安全・保安院等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

### 2 県の公表区分

区分	内 容
A	安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） 社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） その他特に重要と認められる事態
B	管理区域内の設備の異常 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき その他重要と認められる事態
C	区分A，B以外の事項

### 3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1．3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生 の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

## 事業所外運搬情報 (お知らせ)

発信年月日	平成16年 7月 28日 (水) 12時57分
発信者	本店輸送総括本部 輸送・貯蔵GL 田内
輸送物	新燃料 ・ 使用済燃料 ・ 放射性固体廃棄物
発生前の状況	伊方発電所向け新燃料海上輸送中
発生状況概要	輸送物のトラブル・輸送機器トラブル・人身事故・火災・その他
	<p>1. 発生日時: 7月 28日 12時00分</p> <p>2. 場 所: _____</p> <p>3. 状 況:</p> <p>三菱原子燃料(株)から伊方発電所へ向けての新燃料輸送船については、昨日27日に出港しましたが、台風10号の接近により今後の海象条件の悪化が見込まれることから、本日12時00分、避泊することになりました。</p> <p>また、原子燃料工業(株)からの輸送についても、必要に応じて工程が変更になることがあります。</p> <p>今後、海象条件が回復次第、輸送を再開する予定です。</p> <p>本事象に係るお知らせは、本報をもって終了させていただきます。</p>
備考	